

議案第42号

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成3年守谷町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）第1号に規定する者がいない場合においては、死亡者の死亡当時にその者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹とし、その順位は、死亡者の世帯における生計維持の状況等を勘案して市長がその都度定める順序とする。

附則に次の2項を加える。

- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。
- 4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以降に発生した災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

平成23年9月1日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
42号	1

提案理由（議案第42号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日以降に発生した災害に係る災害弔慰金を支給することができる遺族の範囲を広げ、及び東日本大震災の被災者への貸付けに対する償還期間、利率等に関し特例措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正	現行
<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1号に掲げる者がいない場合においては、死亡者の死亡当時にその者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹とし、その順位は、死亡者の世帯における生計維持の状況等を勘案して市長がその都度定める順序とする。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 守谷町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年守谷町条例第17号)は、廃止する。</p>	<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 守谷町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年守谷町条例第17号)は、廃止する。</p>

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。